

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## 代執行費用の強制徴収手続④

鹿児島大学教授  
宇那木正寛

## 今回のポイント!

代執行費用の納付を命じたにもかかわらず、これが納付されなかった場合の強制徴収手続について、第44回から解説しています。なお、督促前の徴収手続については、本誌連載第41回～第43回を参照して下さい。

## 6

滞納処分<sup>①</sup>の執行停止と  
納付義務の消滅

## (1) 執行停止の要件

財産調査をした結果、①滞納処分をすることができない財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができない財産がともに不明であるとき、滞納処分の執行を停止することができます(地税法第15条の7第1項)。これは、職権で行われるものであって、滞納者の申請を待つて行うものではありません。

このうち「滞納処分をすることができない財

産がないとき」とは、当初から、財産が全くない場合だけではなく、差押えの対象となる全ての財産について換価処分あるいは債権の取り立てが終了したが、なお徴収できない場合も含みます。また、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、おおむね生活保護を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態(国税徴収法第76条第1項第4号に規定する差押禁止の給与程度による生活状態)になるおそれがある場合をいいます<sup>⑩</sup>。

執行停止したときには、その旨を滞納者に通知することが義務付けられています(地税法第15条の7第2項)。なお、租税徴収の実務では、滞納処分停止の通知を行っていない自治体も少なくありません。その理由として、執行停止に味を占めて再び滞納をすることにつながるとか、執行停止の事務が大量かつ一定の時期に集中して行われることから、その通知を少額の滞納者に対してまで個別に行うことの事務手続上の負担が大きといった理由があります。確かに、この通知は、執行停止の効果を生じさせる法的要件とはされてい

ません<sup>(1)</sup>。しかし、この通知は、「滞納処分を受けるかも知れない」という不安から滞納者を解放し、資力回復へ機会を与えるといった目的でなされるものです<sup>(2)</sup>。このように考えると、代執行費用については、議会や報道機関も費用回収の動向に注目していることもあり、原則に戻って、通知をすることが望ましいといえます。

### 【地方税法】

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
  - (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3～5 略

### (2) 執行停止の効果

執行停止の処分を行った場合において、差し押さえている財産があるときは、差し押えを解除する必要があります(地方税法第15条の7第3項)。

納付義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅します(同条第4項)。ここで注意が必要なのですが、代執行費用に係る徴収金の消滅時効は、滞納処分の執行停止期間中であっても進行し、時効が完成すれば、停止期間内であっても納付義務は消滅しません<sup>(3)</sup>。

### 【地方税法第15条の7】

3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

執行停止決定前に発生した延滞金については、その免除を必要とせず、当然に消滅する

こととなります<sup>(4)</sup>。また、執行停止期間中の延滞金についても免除となります(地税法第15条の9第1項)。

### 【地方税法】

(納税の猶予の場合の延滞金の免除)

第15条の9 災害等による徴収の猶予若しくは第15条の7第1項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は事業の廃止等による徴収の猶予(徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。)若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした期間(延滞金が年14・6パーセントの割合により計算される期間に限る。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。ただし、第15条の3第1項(第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において読み替えて準用する場合

を含む。)又は前条第1項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。  
2～4 略

### (3) 執行停止の取消

執行停止を行った後3年以内に、その停止に係る滞納者につき①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができずる財産がともに不明であるときといった事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければなりません(地税法第15条の8第1項)。

執行停止処分の取消しは、停止事由が生じたことにより停止処分を将来に向かって撤回するものであり、取消しの効果は停止処分の始期まで遡及するものではないと解されています。よって、地方税法第15条の7第3項の規定によって既に行った差押解除の効力に影響を及ぼさないため、改めて差押えする必要があります。

### 【地方税法】

#### (滞納処分の停止の取消)

第15条の8 地方団体の長は、前条第1項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。  
2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

### (4) 納付義務の即時消滅

執行停止を行った場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときには、執行停止とともに納付義務を即時に消滅させることができます(同条第5項)。

### 【地方税法第15条の7】

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかで

あるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

「その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」については、国税徴収法基本通達第153条関係の16が参考になります。

### 【国税徴収法基本通達第153条関係の16】

(直ちに消滅させることができる場合)  
16 法第153条第5項の「その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるとき」とは、おおむね次のいずれかに該当する場合をいう。  
(1) 限定承認をした相続人が相続によって承継した国税を有する場合において、その相続による相続財産について滞納処分の執行等を行うことができるに  
いとき(第153条関係2-12(2)イ及びロ(ハ)に該当する場合を除く)。  
(2) 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合におい

て、相続財産法人について滞納処分  
の執行等を行うことができる財産がない  
とき（第153条関係212（2）イ  
及びロ（ハ））に該当する場合を除く。  
以下この項において同じ。

(3) 解散した法人又は解散の登記はな  
いが廃業して将来事業再開の見込みが  
全くない法人について、滞納処分の執  
行等を行うことができる財産がないと  
き、又はその所在及び滞納処分の執行  
等を行うことができる財産がともに不  
明であるとき。

(4) 株式会社又は協同組織金融機関等  
について会社更生法又は金融機関等の  
更生手続の特例等に関する法律による  
更生計画が認可決定された場合におい  
て、更正又は決定の遅延等により未納  
の国税及び滞納処分費を更生債権とし  
て期日までに届け出なかつたために更  
生計画により認められず、会社更生法  
第204条《更生債権等の免責等》又  
は金融機関等の更生手続の特例等に関  
する法律第125条《更生債権等の免  
責等》等の規定によりその会社が免責  
されたとき。

なお、納付義務の即時消滅について滞納者

への通知義務は定められていません。しかし、  
執行停止をした場合と同様に滞納者に  
対して通知すべきであると解されています。<sup>(6)</sup>  
なお、この通知は即時消滅の要件ではないこ  
とから、実務では通知がなされていない場合  
が少なくありません。

## 7 強制徴収ができない 債権の管理

### (1) 徴収停止

空家法第14条第10項に基づく略式代執行に  
要した費用のように行政上の強制徴収が認め  
られない債権についても執行停止に類似する  
制度として徴収停止があります。徴収停止と  
は、①法人である債務者がその事業を休止し、  
将来その事業を再開する見込みが全くなく、  
かつ、差し押えることができる財産の価額が  
強制執行の費用を超えないと認められると  
き、②債務者の所在が不明であり、かつ、差  
し押えることができる財産の価額が強制執行  
の費用をこえないと認められるときその他こ  
れに類するとき、③債権金額が少額で、取立  
てに要する費用に満たないと認められると  
き、にはその徴収を停止する制度です（自治  
法施行令第171条の5）。

### 【地方自治法施行令】

#### (徴収停止)

第171条の5 普通地方公共団体の長  
は、債権（強制徴収により徴収する債権  
を除く。）で履行期限後相当の期間を経  
過してもなお完全に履行されていないも  
のについて、次の各号の一に該当し、こ  
れを履行させることが著しく困難又は不  
適当であると認めるときは、以後その保  
全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休  
止し、将来その事業を再開する見込み  
が全くなく、かつ、差し押えることが  
できる財産の価額が強制執行の費用を  
こえないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、  
差し押えることができる財産の価額が  
強制執行の費用をこえないと認められ  
るときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要す  
る費用に満たないと認められるとき。

#### (2) 履行延期の特約等

また、強制徴収が認められない債権につい  
ては、履行延期の特約又は処分の制度があり  
ます。履行延期の特約等とは、①債務者が無  
資力又はこれに近い状態にあるとき、②債務

者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき、③債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるときには、履行延期の特約を結び、又は処分することができるとする制度です（自治法施行令第171条の6）。なお、履行延期の「特約」と「処分」との違いについて説明します。強制徴収できない債権のうち、私法上の債権については「特約」で、公法上の債権については「処分」（＝行政行為）により、履行延期を認めるのですが、これは債権の法的性格とそれに伴う債務者からの申出に対する行政庁の応答形式の違いによるものです。債務者からの履行延期の申出を認めるといふ点において、いずれも実質的な違いはありません。

#### 【地方自治法施行令】

（履行延期の特約等）

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を

延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

（1）債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

（2）債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3）債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

（4）損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

（5）貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関して、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、

当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

#### （3）債務の免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができない見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができます（自治法施行令第171条の7第1項）。この場合において、議会の議決（自治法第96条第1項第10号）は必要ありません（同条第3項）。

【地方自治法施行令】

(免除)

- 第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前2項の免除をする場合には、これを普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

【地方自治法】

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) ～ (9) 略
  - (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - (11) ～ (15) 略
- 2 略

なお、自治法施行令第171条の7第1項にいう免除は、民法上の免除（民法第519条）です。したがって、同項に基づく免除の法的効果を生じさせるためには、免除の意思表示を債務者に対して行うことが必要です。この場合、債務者の同意は必要ありません。

【民法】

第519条 債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

注

- (10) 地方税務研究会『地方税法総則逐条解説』(地方財務協会、2017) 413頁以下。
- (11) 船津高歩編『令和3年版 国税徴収法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会、2021)

1227頁(第153条関係9の解説) 参照。

(12) 瀧康暢『自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務』(ぎょうせい、2018) 165頁以下参照。

(13) 船津・前掲注(11) 1229頁(第153条関係12の解説) 参照。

(14) 船津・前掲注(11) 1229頁以下参照(第153条関係13の解説)。

(15) 地方税務研究会・前掲注(10) 417頁。

(16) 地方税務研究会・前掲注(10) 415頁。国税徴収法基本通達第153条関係17参照。